

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂 竹美

事務所 熊本市東区沼山津 1-9-21
〒861-2102 TEL (096) 214-7101
FAX (096) 214-7102

ヒント

無知の知

ギリシャ一番の賢者ソクラテスは「何も知らない」といい、「もう知っている」という態度を嫌った。知ったかぶりは思考停止を招く。トヨタ生産方式では徹底してムダ・ムラ・ムリを排除している。もうこれ以上のムダはないと考えずに、まだ工夫できるんじゃないかと貪欲に取り組み続けたからこそ「ジャスト・イン・タイム」が生み出された。「まあ、この辺でいいか」と妥協せず、「もっといい案があるはずだ」と粘れるかどうか。そこが勝負の分かれ目です。これ以上はないという最善策を考える作業は一見苦痛なようですが、本来は知的興奮を覚える楽しい時間でもあるはず。教育学者、齋藤孝。プレジデント所載。

ヒント

税務 ミニガイド

国税庁によると、平成28事務年度において、電子帳簿保存のうちスキャナ保存の累計承認件数が1,050件となっています。スキャナ保存は、平成27年度、平成28年度税制改正によって、領収書等の金額要件廃止やスマホ等による読取が可能となるなど要件が緩和されています。



戸隠スキー場と西岳(長野)

小川秀一 / オアシス

特定増改築等住宅借入金等特別控除

□概要

特定増改築等住宅借入金等特別控除は、居住用家屋について、一定の住宅借入金等を利用して、対象となる増改築等工事を行ってその増改築等をした部分を平成19年1月1日（特定多世帯同居改修工事等については平成28年4月1日、耐久性向上改修工事等については平成29年4月1日）から平成33年12月31日までの間に居住の用に供した場合に、居住を開始した年分から原則として5年間受けることができます。

□対象となる増改築工事

特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となるのは、次の工事です。

- ①高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）を含む増改築等
- ②断熱改修工事等（省エネ改修工事）を含む増改築等
- ③特定多世帯同居改修工事等（同居改修工事）を含む増改築等
- ④住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行う耐久性向上改修工事等（長期優良住宅化工事）を含む増改築等

なお、上記①～④の改修工事等と併せて行う増築、改築、建築基準法に規定する大規模の修繕・大規模の模様替えの工事等も対象に含まれます。

□一定の借入金等

特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となる借入金等とは、その住宅の増改築等に要する資金に充てるために借り入れた借入金又はその住宅の増改築等を請け負わせた建築業者等に対するその住宅の増改築等の対価に係る債務で、償還期間が5年以上の割賦償還の方法により返済することとされている借入金又は賦払期間が5年以上の割賦払いの方法により支払うこととされている債務や債務者の死亡時に一括償還する方法により支払うこととされている一定の借入金（高齢者等居住改修工事等に係る特定増



○今のロシアの基礎となる最初の国家はキエフ大公国。当時、国家に宗教は欠かせない。大公は地理的に近いアラブのイスラム教を選ぼうとしたが、何かと戒律が厳しく、特に困ったのが、禁酒。ロシアでは厳冬期を乗り越えるためには酒は必需品。そこで、イスラム教の指導者と交渉したが、NO。結局ロシアはアルコールに寛容なキリスト教を選ぶことに。



改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に限る)をいいます。

□特定増改築等住宅借入金等特別控除額

特定増改築等住宅借入金等特別控除額は、特定増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額（上限有り）の2%と増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額（上限有り）の1%の合計額（100円未満の端数切捨て）となります。

□適用が受けられない年分

次の年分については、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができません。

- ①自己の合計所得金額が3,000万円を超える年分
- ②住宅の増改築等をした部分を居住の用に供しなくなった年以後の各年分
- ③住宅の増改築等をした部分を居住の用に供した前々年分から居住の用に供した年分の所得税について、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例、居住用財産の譲渡所得の特別控除、特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けている場合には、その居住の用に供した年以後5年間の各年分

損害保険金と税

比較的ポピュラーな事例をまとめてみます。

(1)火災保険等の保険金受領のケース

建物や家財等の資産の損害に基因して払われる損害保険金は、原則非課税で所得税や住民税がかかるとはなりません。一方で商品などの棚卸資産に対する保険金で、営業上の収入金額にかかわる性格のものについては、所得税や住民税がかかります。

また、留意すべきは、積立型損害保険の満期や解約の返戻金には、所得税や住民税がかかります。

(2)ゴルフ保険の保険金受領のケース

ゴルフ人口は2002年で1040万人、2017年のレジャー白書では550万人と15年前のほぼ半分となっていますが、一方で、年間平均活動回数と練習場の活動回数では約14回から約18回、約16

回から約18回へと共に増加しています。ここでホールインワン保険ですが、受け取った保険金は、原則として一時所得になります。但し、一時所得の計算は、収入金額から必要経費を控除して更に50万円の特別控除がありますので、まず、所得税や住民税の心配はありません。

(3)損害賠償金を受領のケース

①身体の障害(疾病)を起因として受ける高度障害・障害・医療・入院保険や所得補償保険金などの保険金には、所得税や住民税はかかりません。

②人身事故や物損事故に基因して受け取った損害賠償金については所得税や住民税はかかりません。さらに賠償の性格をもつ自動車損害賠償責任保険等も原則非課税となります。

(4)偶発的事故により受領する死亡保険金

この場合の死亡保険金は課税されます。生命保険金の場合と同様に、保険契約者(保険料負担者)、被保険者、保険金受取人の関係のなかで「相続税」「贈与税」「所得税・住民税(一時所得)」のいずれかの課税関係となります。

ナマの税務相談室

Q ご無沙汰しております。本日は相続時精算課税制度に纏わる税務事案で参りました。祖父甲が自分の長男乙に土地を相続時精算課税選択の特例を受けて平成22年5月に土地を贈与いたし、乙は翌年3月に贈与税の申告を済ませました。また、所有権の移転登記も済ませています。

A なるほど。問題はそれからですね。

Q そうなんです。親より早く子供が死ぬのは親不孝とよく言われますが、昨年9月に乙は甲より早く死亡してしまいました。

A やはりそうでしたか。それでは課税関係のご質問ですね。

Q この度、乙の子供である丙が遺産分割協議によりこの土地を相続することになりました。そこで質問です。相続税の申告の際にどれが正しいのかご教授下さい。この土地を相

特定贈与者より 早く死亡した受贈者

続財産として課税財産に加えるべきか否かの質問です。

① 甲の相続時に清算する財産であり今回は甲が被相続人でないので、所有権登

記は乙がしていますが今回の相続財産には入れない。

② 贈与により乙が取得し、所有が確定しているから相続財産に入れる。

③ 相続時精算課税適用財産として加算する。

A 特定贈与者甲の死亡以前に特定受贈者乙が死亡した場合であっても、受贈者乙が甲から贈与により取得した土地は乙の固有財産ですから、乙が死亡時点でその土地が存在している場合には、②のとおり相続財産として計上することになります。

Q 了解しました。また、小規模宅地の特例は適用されますか。

A 相続人が同居している場合は当然適用が受けられます。

ナマの税務相談室

泡盛「残波」が問う 不相当高額役員報酬とは

泡盛「残波」をめぐる税務訴訟があります。過大役員報酬事件で、退職給与については納税者勝利、月次報酬については納税者部分敗訴につき現在最高裁に上告中です。地裁の判決文に現れている納税者主張に次のようなとても刺激的なものがありました。

自動車業界については、トヨタ及びホンダの役員給与と比較して日産自動車の代表取締役であるカルロス・ゴーンの役員給与は過大役員給与となり、電気機器業界については、日立、パナソニック、東芝、富士通及び三菱電機の役員給与と比較してソニーの代表取締役である平井一夫の役員給与は過大役員給与となり、総合商社については、三

菱商事、丸紅、三井物産及び住友商事の役員給与と比較して伊藤忠商事の代表取締役である岡藤正広の役員給与は過大役員給与となる。

確かに、成程と思えるような主張です。かつては、過大役員報酬否認の規定がない時代、過大役員報酬は、同族会社の行為計算の否認規定により否認されていました。過大役員報酬否認の規定は、元々、同族非同族に限定されない汎用規定として立法されたものですが、昨今の上場企業においては、外国人役員に対する報酬はもとより、日本人役員に対する報酬も高額化していることが報道されているにもかかわらず、これらにつき、不相当に高額と認定す

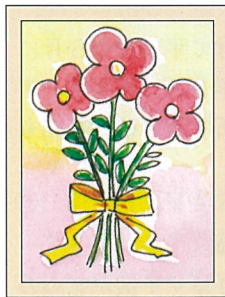
ることは行われていません。

委任契約に基づき、役員が行う経営活動の対価として支払われる役員報酬の金額の多寡の問題に国家が介入して、国家が一企業の役員の勤務評定をすることなど不可能だからなのだと思います。

この原理は上場企業に限定されるものではないはずですが、税務係争の判決等において過大役員報酬として否認された事例は、同族会社に限定されています。今や、個人所得の最高税率は法人税等の税率をはるかに超え、給与所得控除の頭打ちもあり、高額給与は租税回避策どころか高額納税策ですらあります。

役員賞与は利益処分としてという会社法原理がなくなり税法もそれに準拠することになり、それで、隠れた利益処分退治の不相当高額規定の歴史的使命は終わることになっているのかも知れません。

「うすらひやわづかに咲ける芹の花 其角」
うすらひは「薄氷」のことです。薄く張った氷に芹の花、春はそこまで来ています。寒い2月ですが、悪くはない。例えば、給料を日数で割るといくらか得をしたように感じる2月です。しかし、短い日にちの中で、業務は多忙です。所得税の確定申告、贈与税の確定申告が始まります。4日立春、19日雨水。



じっくり考える。
しかし、行動する時が来たなら、
考えるのをやめて、
進め。

(ナポレオン・ボナパルト)

2月の税務メモ

(国税)

(地方税)

○贈与税の申告(2月1日より3月15日まで)	13日	○1月分個人住民税特別徴収分の納付
○1月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)	16日より	
○所得税の確定申告、損失申告(2月16日より3月15日まで)	28日	○12月決算法人の確定申告
○12月決算法人の確定申告	々	○6月決算法人の中間(予定)申告
○6月決算法人の中間(予定)申告	(地方条例による)	○固定資産税、都市計画税の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。